

防災管理規程（サンプル）

第1章 総則

1. 目的

この規定は、〇〇社〇〇事業場（以下「事業場」という。）における防災管理に関する必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害を軽減することを図ることを目的とする。

2. 消防法その他関係法令との関係

事業場の防災管理に関しては、他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

3. 職員等の責務

職員及び関係者（以下「職員等」という。）は、この規程の定めるところにより、災害による被害を最小限度にとどめるため、必要な処置をとらなければならない。なお、いかなる場合にあっても人命の安全を最優先とする。

第2章 防災業務の統括等

4. 防災業務の統括等

安全管理者は、防災に関する業務を統括する。

5. 災害対策本部の設置

災害の発生時には、社長を本部長とする災害対策本部を設置する。

第3章 防災教育及び防災訓練

6. 防災教育等の実施

安全管理者は、職員及び事業場の労働者等に対して、防災に関する必要な知識の涵養及び技術の向上を図るため、防災教育及び防災訓練を実施するものとする。

7. 防災教育

次に掲げる事項について、防災教育を年1回以上行うものとする。

- ① 防災に関する事項
- ② 人命安全対策に関する事項
- ③ 火災予防対策に関する事項

④ 地震等対策に関する事項

⑤ その他防災上必要な事項

上記のほか、消防法第2条に定める危険物を取り扱う職員等に対しては、それらの防災対策等に関する教育を行うものとする。

防災教育を実施するにあたって、必要があるときは、その指導を所轄の消防機関に要請するものとする。

8. 防災訓練

次に掲げる事項について、防災訓練を年1回以上行うものとする。

① 消火に関する事項

② 救護及び救援に関する事項

③ 施設、設備及び危険物の安全確認に関する事項

④ 情報の収集及び伝達方法の確認に関する事項

⑤ 避難誘導に関する事項

⑥ その他防災上必要な事項

防災訓練を実施するにあたって、必要があるときは、あらかじめ所轄の消防機関へ連絡するとともに、その指導を要請するものとする。

9. 記録の保管

訓練の記録は○年間保管する。

第4章 災害の予防対策

10. 防火設備の整備及び点検

社長の指示に基づき、各部門長は、火気使用設備、消防用設備等の適正管理及び機能保持のため、定期的に点検を行うものとする。

点検結果に基づき改善等の必要があると認めたときは、関係者に通知し、必要な措置をとらせなければならない。

11. 火災予防等の遵守事項

火災予防並びに火災発生時及び地震時の避難を容易にするため、職員等は、次に掲げる事項を遵守するとともに、安全管理者に従わなければならない。

① 火気を使用する場合は、周囲を常に整理・整頓し、火気使用中は当該場所を離れないこと。

② 火気使用後は、熱源を完全に遮断し、安全を確認すること。

③ 消火器等の所在及び操作方法を熟知しておくとともに、付近には操作の支障となる物を置かないこと。

- ④ 廊下、階段等の避難通路及び防火扉等の避難施設付近に避難の障害となる物を置かないこと。
- ⑤ 退室に当たっては、必ず火気の点検を行い、安全を確認の上退室すること。
- ⑥ 火気の不始末を発見したときは、臨機に適切な措置をとるとともに、当該火元責任者又は守衛等に報告すること。
- ⑦ 防災管理上行われる巡視、点検検査、調査等に協力すること。

12. 危険物の取扱い

消防法に定める危険物を取扱う者は、**10.**に掲げる事項のほか、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 危険物の容器又は包装の外部には、品名及び数量を明記しておくこと。
- ② 危険物の保管に当たっては、容器に転倒しないよう留意すること。
- ③ 危険物の性質に従い、保管室内の温度、湿度、遮光及び換気に留意すること。
- ④ 危険物の盗難防止上の確実な措置をとること。
- ⑤ 引火性の危険物の保管場所において、みだりに火気を使用しないこと。

13. 防災及び消防用物資の常備常備品

災害時に備え、次に掲げる災害時に必要な防災及び消防用物資を常備するものとする。次に掲げる物品を常備するものとする。

- ① 飲料水
- ② 非常食
- ③ 懐中電灯
- ④ 携帯ラジオ
- ⑤ 救急薬品
- ⑥ ヘルメット（防災頭巾）
- ⑦ その他必要な物品

14. 緊急の連絡方法等

社長等は、勤務時間外及び休日における災害の発生に備え、関係者等への緊急の連絡方法及び連絡順序（以下「緊急連絡網」という。）をあらかじめ定めておくものとする。

15. 被害の予防措置

社長等は、地震等の災害発生時における被害を予防又は軽減するために、次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- ① 火気使用設備若しくは器具等の転倒又は落下の防止
- ② 薬品等の転倒若しくは落下の防止又は浸水等による発火の防止
- ③ 重油タンク及びボイラー室等における安全確認

第5章 災害時の対策

16. 災害対策本部

災害等が発生した場合、災害等対策本部を設置して、本部長の統括の下、関係者が協力して、その対応にあたる。

17. 人身の安全の確保

災害発生時は、全ての職員等は、人身の安全確保に努めるとともに、周囲の状況を見極め、通報、消火、避難等、適切に行動しなければならない。

職員等の人員及び負傷者を確認し、負傷者が存在する場合、応急処置を施し必要に応じて救急車を要請する。

18. 火気使用の禁止

災害が発生した場合は、直ちに火気設備及び器具の使用を中止しなければならない。

19. 火災発見者の措置

火災を発見した者は、その状況に応じ、初期消火に努めるとともに、最寄りの事務室又は消防機関等に直ちに通報しなければならない。

20. 初期消火活動等

火災発見者は、火災による人的、物的損害を最小限にとどめるため、現場付近の人の協力を得て、消防署員が到着するまでの館員、消火器及び屋内消火栓を活用して初期消火活動を行う。ただし、少人数での消火活動にあたっては、二次災害に十分注意のうえ実施するものとする。

地震発生後は、建物内、建物外（係留中の船舶内を含む）の火気使用場所を点検する。

21. 情報収集

職員等は、災害に関し、迅速に情報を収集するとともに、人命、土地、建物、設備等の被害状況を速やかに調査し、災害に対してとった措置を本部長に報告するものとする。

22. 避難指示等

災害により事業場の建物等が重大な損傷を受け、危険な状態となった場合は、社長は、職員等に対し、安全な場所への避難を命ずるとともに、当該建物等への立入禁止の措置をとるものとする。

23. 周辺自治体等との連携

大規模地震等の災害が発生した場合は、事業場は周辺自治体との協議により、罹災者

の保護等人道的支援にあたる。

火災による延焼の恐れがあるときは、速やかに近隣に連絡する。

24. 消防の誘導及び情報連絡

職員は、消防隊等が到着したときは、火災現場に迅速に到着できるように協力する。

（進入門の開放、出火場所及び進入口への誘導等）

人命救助、延焼拡大防止のため、消防関係者に最新の情報を提供する。（逃げ遅れの有無、負傷者の有無、出火点、延焼の状況及び危険物、爆発物品、禁水区域等）

25. 災害後の安全措置

振動、浸水又はその他の災害現象が収束した直後に、火気使用設備並びに器具及び危険物の点検並びに検査を行い、異常のあった設備・器具等の応急措置を行い、安全を確認する。

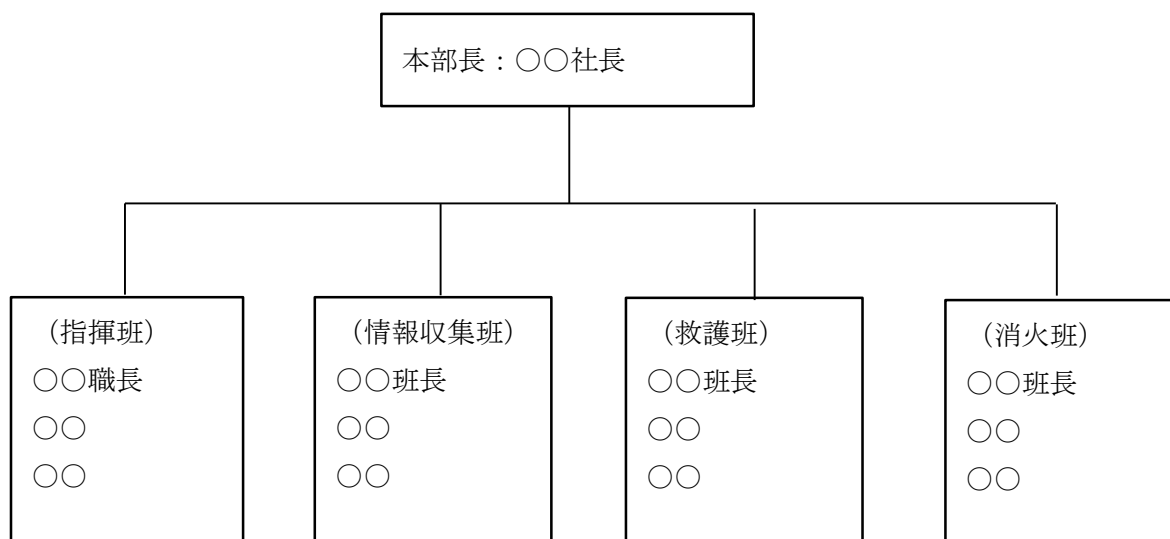
第6章 油等の流出時の対応

26. 環境汚染防止

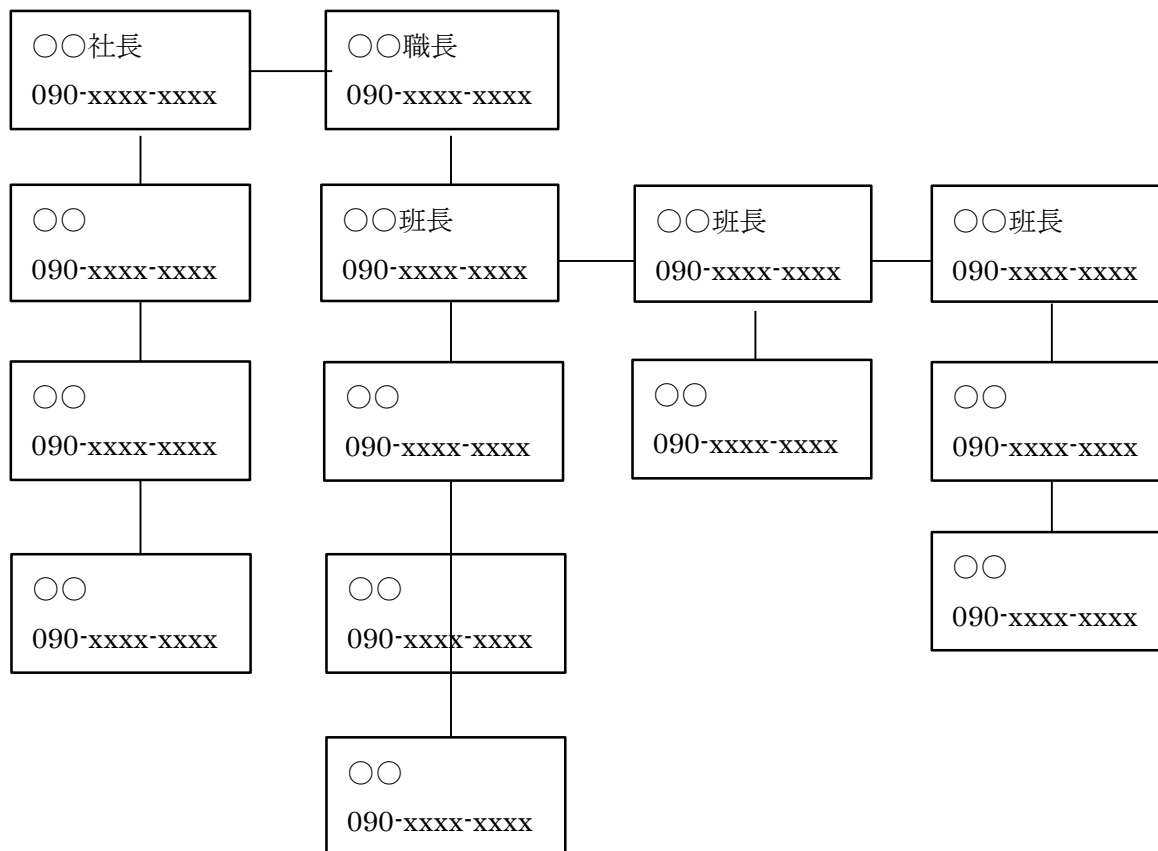
油等の流出時には、流出元からの更なる流出を防止する策を講じるとともに、堰やオイルフェンス等を設け、流出油の各サインによる被害拡大を防止し、直ちに回収・清掃を行う。

流出時には、緊急時即時通報連絡体制に従って、関係諸官庁に報告を行う。

【別添 1】 災害等対策本部組織図



【別添 2】 緊急連絡網（職員等）



【別添3】緊急時即時通報連絡体制（消防機関等）

